

(設置及び目的)

第1条 和歌山県（以下「県」という。）は、特定複合観光施設（以下「I R」という。）を誘致するに当たり、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する区域整備計画の作成からその認定の申請までの過程において、幅広い分野からの専門的知見に基づく助言又は意見をを得ることを目的に「I R誘致に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について助言を与え、又は意見を述べるものとする。

- (1) 法第6条第1項に規定する実施方針に関すること。
- (2) 法第9条第1項に規定する区域整備計画に関すること。
- (3) 法第13条第1項に規定する実施協定に関すること。
- (4) その他県のI R構想に関すること。

(座長及び座長代理)

第3条 有識者会議に、座長及び座長代理を置き、それぞれ和歌山県知事（以下「知事」という。）が指名する委員をもって充てる。

- 2 座長に事故があるときは、座長代理がその職務を代理する。

(委員)

第4条 知事は、有識者会議の委員を選定する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、新たに委員を加えることができる。
- 3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

(有識者会議の開催)

第5条 有識者会議は、知事の求めに応じて座長が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置期間)

第7条 有識者会議は、第1条に規定する目的を達成するまでの間、設置する。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、和歌山県企画部企画政策局企画総務課I R推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。